

~~~~~

午前 10 時 00 分 開議

○ 稲田 議長 これより本日の会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおり御了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

第 1 議案第 6 号～議案第 46 号

第 2 陳情第 46 号・陳情第 49 号～陳情第 52 号

○ 稲田 議長 それでは、日程第 1、議案第 6 号から第 46 号までの 41 件並びに日程第 2、陳情第 46 号及び陳情第 49 号から第 52 号までの 5 件、以上 46 件を一括して議題といたします。

これより 46 件の議案並びに陳情について、各委員会の審査報告を求めます。

初めに、渡辺総務政策委員長。

○ 渡辺 議員（登壇） 総務政策委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案 10 件について、去る 12 日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第 6 号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、米子市職員の定数に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号、米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号、米子市弓浜コミュニティー広場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号、公の施設の区域外設置に関する協議についての議決の一部変更及び協議事項を変更する協議について、議案第 24 号、町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更について及び議案第 25 号、事業契約の締結についての議決の一部変更については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務政策委員会の審査報告を終わります。

○**稲田議長** 次に、今城民生教育委員長。

○**今城議員**（登壇） 民生教育委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案 5 件及び陳情 1 件について、去る 3 月 13 日に委員会を開き、審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議案第 14 号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 22 号、和解については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する

条例の制定については、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げについては、負担増になるため、反対であるという討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、国から見たら効率的な介護サービスの提供になるかもしれないが、施設管理者の範囲の基準を緩和したり、介護サービス類型の規制の基準を緩和することは、非常に危険性を伴うのではないかと考えるため、反対であるという討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第46号、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」への米子市の参加について（陳情）については、初めに、陳情提出者から陳情の趣旨について説明をいただき、その後、賛同議員である吉岡議員及び土光議員に賛同の理由について説明いただき、審査を行いました。

委員からは、子どもの権利条約の観点からも今、子どもの意見表明権というのが軽視されていると感じており、子どもの意見を聞くなど、子どもの力を借りて市政を変えていくということが全体の政策の中で非常に欠けていると思う。こういった事業に参加することにより、よりよい施策ができ、子どもたちにとっていい環境で生きていくことができると思うとの採択を主張する討論がありました。

一方、米子市は、子どもに関する施策を積極的に行っている。そこで、客観的な評価や指標でチェックしながら進めていくことは非

常に必要なことであり、意味のあることであると思う。ただし、この事業はまだ詳細が分からないところがあるので、これに関して様々調査・研究して、実行可能だと思ったときにスタートすればいいと思うとの趣旨採択を主張する討論がありました。

また、この事業については、全国でも加盟自治体が10件にも満たず、詳細を把握するには情報量が少ない状況である。子どもに関する国の施策に呼応し、米子市も子どもに関する先駆的な取組を進めているところであり、ユニセフの事業に参加をしなくても、この事業の取組を参考にしながら、現在、米子市が推進している事業をさらに拡充したり、整備することで、子どもの支援ができるのではないかと考えるとの不採択を主張する討論がありました。

初めに、趣旨採択について採決した結果、賛成少数で否決となりました。

その後、改めて採決した結果、賛成少数で採択しないものと決しました。

以上、民生教育委員会の審査報告を終わります。

○**稲田議長** 次に、田村都市経済委員長。

○**田村議員（登壇）** 都市経済委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案7件及び陳情1件について、去る14日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第17号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、議案第20号、米子市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、市道の路線の認定について及び議案第27号、市道の路線の変更については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第49号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書については、初めに、賛同議員であります錦織議員に賛同の理由について説明をいただき、審査をいたしました。

委員からは、現在の日本は食料自給率が低く、ほとんど輸入に頼っているため、様々なリスクがあり、このままでは自分の国で食料を確保して国民の命、健康を守るという本来の国の責任が果たせなくなる。また、国会において計画的に政策効果の検証及び見直し等を行うことで、消費者に対しても食料安全保障体制の重要性に対する理解が促進され、食品ロスの削減、地産地消の促進、地域活性化につながることを期待されると思う。また、食料自給率の目標値にある程度の強制力を持たせるだけでは、この問題は達成できる問題ではなく、地産地消など、ふだん我々が苦勞していることも組み合わせながら、いかに日本の食生活を考えていくのかということが実行されない限り解決はしないが、あえて賛成したいとの採択を主張する討論がありました。

一方、国内で生産する分、海外から輸入する分、国内から海外へ輸出する分のバランスも踏まえて、国でも考えて動いているとは思いますが、有事の際の近隣諸国等との関係も考えていかなければならず、国内だけで食料自給率を上げることには反対である。また、新たな

食料・農業・農村基本法において、2030年末をめどに、食料自給率をカロリーベースや生産額ベースで引き上げる取組や就農者数の増加を図る施策が計画されているため、その推移を見極めたい。また、食料安全保障の確立には、安定的な輸入と適切な備蓄、この2本柱を組み合わせつつ、国内で生産できるものはできる限り国内で生産することが必要であるため、政府には政策で対応していただきたいとの不採択を主張する討論がありました。

採決した結果、賛成少数で採択しないものと決しました。

以上で都市経済委員会の審査報告を終わります。

○**稲田議長** 次に、奥岩予算決算委員長。

○**奥岩議員** 予算決算委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました予算関係の議案19件について、去る11日に全体会の総括質問を、12日、13日及び14日の分科会での個別審査を経て、18日の全体会において採決した結果、議案第28号、令和5年度米子市一般会計補正予算（補正第10回）、議案第29号、令和5年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第3回）、議案第30号、令和5年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）、議案第31号、令和5年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第4回）、議案第32号、令和5年度米子市米子インター西産業用地整備事業特別会計補正予算（補正第1回）、議案第33号、令和5年度米子市水道事業会計積立金の目的外使用について、議案第34号、令和5年度米子市水道事業会計補正予算（補正第3回）、議案第35号、令和5年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第2回）、議案第38号、令和6年度米子市土地取得事業特別会計予算、議案第39号、令和6年

度米子市駐車場事業特別会計予算、議案第40号、令和6年度米子市市営墓地事業特別会計予算、議案第41号、令和6年度米子市介護保険事業特別会計予算、議案第43号、令和6年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計予算及び議案第44号、令和6年度米子市米子インター西産業用地整備事業特別会計予算、以上14件の議案につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、令和6年度米子市一般会計予算、議案第37号、令和6年度米子市国民健康保険事業特別会計予算、議案第42号、令和6年度米子市後期高齢者医療特別会計予算、議案第45号、令和6年度米子市水道事業会計予算及び議案第46号、令和6年度米子市下水道事業会計予算、以上5件の議案につきましては、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算決算委員会の審査報告を終わります。

○**稲田議長** 次に、戸田原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長。

○**戸田議員**（登壇） 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました陳情3件について、去る15日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、陳情第50号、能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策指針」及び「地域防災計画・広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情については、初めに、陳情提出者から陳情の趣旨について説明をいただき、その後、賛同議員である土光議員及び錦

織議員から賛同の理由について説明をいただき、審査を行いました。

委員からは、能登半島地震では多くの家屋が倒壊し、道路も寸断されて避難ができないといった状況があり、想定していないような事態が起きたというのは明らかである。これまで米子市が実効性があると評価していた避難計画では、そういった事態を想定していないと思う。活断層の連動について、能登半島地震では20キロメートル離れたところが影響を受けて活断層が動いており、宍道断層から6キロメートルしか離れていない鳥取県沖の活断層がその影響を受け動くと、鳥取県中部、東部の地域が被災することになる。今の米子市の避難計画では、県の中部、東部に避難をするという前提のものであり、その計画の前提が崩れてしまうと考える。また、今の避難計画では、自然災害と原子力災害が重なった場合、家屋が倒壊すると屋内避難ができなくなるなど、実効性があると思えないため、能登半島地震の状況は新たな知見としてきちんと検証し、指針、計画を見直すことが必要であると強く考えるとの採択を主張する討論がありました。

一方、能登半島地震を受けて、原発に対する不安が大きくなったという思いは共感するが、不安解消のためにそれぞれが求めることは様々であり、国においては、今回の地震について総括をし、新しい知見により原子力災害の指針や計画の見直しを検討することになっており、新たな知見に基づく新しい基準が定められたときに、速やかに対応することが地方自治体の責務であると考えている。また、複合災害時のいろいろな見直しが求められているが、原発問題に係るUPZ圏内に限らず、米子市全体としては鳥取県西部地震の経験を生かし、防災意識をより高めるべきであり、災害時の初動態勢を



確認し、啓発していくことがまず取り組むべきであると考え。また、志賀原発においては、福島原発事故を教訓に二重三重の安全対策が取られており、このたびの地震による原発の被害はなかったため、島根原発においても、東日本大震災以降、高い独立性を有する原子力規制委員会における、世界で最も厳しい基準に基づいて安全対策が整っていると考えている。また、今回の地震の教訓をしっかりと踏まえることは不可欠であるが、今の段階をもって、原子力災害対策指針及び地域防災計画・広域住民避難計画の見直しを求めることは適切ではなく、なおかつ中国電力に対して、島根原発2号機の再稼働の了解を一旦撤回することを求めることは、今の時点では適切でないと考えるため、この陳情には賛同できないとの不採択を主張する討論がありました。

採決した結果、賛成少数で採択しないものと決しました。

次に、陳情第51号、令和6年能登半島地震を受けて島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情については、初めに、陳情提出者から陳情の趣旨について説明をいただき、その後、賛同議員である土光議員及び錦織議員から賛同の理由について説明をいただき、審査を行いました。

委員からは、能登半島地震によって、志賀原発では変圧器の油漏れの問題や使用済核燃料を保管する燃料プールの水の飛散など、様々な問題が起き、活断層の連動の問題もあり、多くの米子市民は今回の地震でさらに島根原発に対して不安感を感じている。また、境港市の安全対策協議会においては、中国電力は様々な質問に答えしており、そういう場での中国電力とのやり取りにより、市民の疑問について安心できるところがあったり、様々な課題があれば考える

ことができるため、中国電力に説明を求めることは必要であると強く思うとの採択を主張する討論がありました。

一方、陳情者の思いは十分理解でき、米子市民としても様々な不安があると思うが、能登半島地震を受け、国において精査、総括された後、信頼できる科学的知見を基につくられた基準が示されたときに、我々は対応すべきであると考えており、中国電力においても、それに対応されるものと承知している。新たな基準や方針が示されていない今の段階では、前回から前進するような新たな中国電力の見解を求める段階ではないと考える。

また、陳情第50号に対する意見と同様に、志賀原発においては、福島原発事故を教訓に二重三重の安全対策が取られており、このたびの地震による原発の被害はなかったため、島根原発においても、東日本大震災以降、高い独立性を有する原子力規制委員会における、世界で最も厳しい基準に基づいて安全対策が整っていると考えている。このたびの能登半島地震を受けた志賀原発の状況等の把握を行った上で、原子力規制委員会がどのような判断をされるのか、まずは待ちたいと考えるため、この陳情には賛同できないとの不採択を主張する討論がありました。

採決した結果、賛成少数で採択しないものと決しました。

次に、陳情第52号、複合災害時に対応した原子力災害対策指針の見直しを国に求める陳情については、初めに、陳情提出者から陳情の趣旨について説明をいただき、その後、賛同議員である土光議員及び錦織議員から賛同の理由について説明をいただき、審査を行いました。

委員からは、原発に関して十分に安全対策を取られたとしても、

原発事故を想定して避難計画を作成しなければならないと考える。自然災害と原子力災害が重なった場合、今の避難計画では実効性があると思えず、避難行動要支援者の避難については、さらに深刻な状況になると考えるため、指針、計画の見直しは必要である。また、原子力規制委員会の山中委員長は、指針は基本的には問題がなく、大きな見直しはしないと発言しており、自然災害が起き、家屋倒壊で屋内退避ができない、道路寸断で避難ができないといった状況が起きたとしても、各自治体が責任を持って対応すべきであるという考えである。各自治体が複合災害の対策を考えるときに、国の指針は大きな基準になると思うため、規制庁に対し具体的な問題点を提示して意見書を出し、必要な見直しを要請していくことが必要であると考えたとの採択を主張する討論がありました。

一方、国の指針については、個々の専門知見を積み上げながら、検討するという方向性であると認識しており、また国の動向を見つ、実効性のある避難計画を作成するに当たり、鳥取大学の香川教授をはじめとする鳥取県防災顧問の皆様が鳥取県に対し、指導、助言を行っていることなどから、それぞれの自治体が独自性を持って考えて取り組んでいくことは可能であると思っている。また、東日本大震災以降、原子力規制委員会における、世界で最も厳しい基準に基づいて安全対策が整っていると考えることや、原子力防災と一般防災を連携する必要があることは、既に現在の指針に記載があることなどから、国の指針の見直しを求めるといふことの陳情は、賛同できないとの不採択を主張する討論がありました。

採決した結果、賛成少数で採択しないものと決しました。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会の審査報告

を終わります。

○**稲田議長** 以上で委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより46件の議案並びに陳情について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、又野議員。

○**又野議員**（登壇） 日本共産党米子市議団の又野史朗です。私は、議案第10号、第45号及び第46号の原案可決に反対し、否決するよう求めて、また陳情第49号、第50号、第51号及び第52号の不採択に反対し、採択するよう求めて討論をいたします。

まずは議案第10号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、人事評価を勤勉手当や降格や降号に反映させるというものです。公務員においては、人事評価制度自体の公平性、正確性、納得性の確保が非常に難しいと言われていています。市民に直接接して相談や支援をすることが公務員の主な業務となります。相手によっても、その業務内容によっても様々な対応があり、要する時間も異なってきます。そのため、数値にできないこと、成果になじまないことのほうが圧倒的に多いと言われていています。また、これは民間企業での調査になりますが、成果主義の導入と鬱病などの精神疾患による長期休業者の増加の関係が指摘され、成果主義の健康への影響は直視すべき課題だという結果が出されています。米子市役所でも、精神疾患による休職者が増加している状況です。公平性、

正確性、納得性の観点からも、精神疾患への影響の観点からも、人事評価を勤勉手当や降格、降号に反映させるべきではないと考えます。

次に、議案第45号、令和6年度米子市水道事業会計予算及び議案第46号、令和6年度米子市下水道事業会計予算についてです。これらの予算には、上下水道使用料徴収等業務を民間委託する予算が組み立てられており、公共サービス民営化を進めるものになると考えるため、反対です。

これまで水道局、そして下水道部では様々な努力で経費の削減を図ってこられました。本当に頭が下がる思いであります。しかし、行政は効率が悪くコストが高い、民間は効率よく経費も安いという考えが広められ、民間でできる公共サービスは民間に任せよという国の方針により、様々な公共サービスが民間委託などの形で民営化されてきています。その効率よく経費も安いという言葉の裏では、長時間過密労働と低賃金などの人件費削減、維持補修や設備の更新にお金をかけないなどがその主な中身となっています。そして、その一方で、民間企業は株主への多額の配当、高額の役員報酬などのために多額の利益を確保しなければならず、結局、安定的な利用料金や公共サービスの提供などにはつながらないケースが海外で見受けられます。後々、業務委託をやめることができなくなったとき、ほかにも任せられるようなところがないような状態になると、独占状態の企業からの要求が断れなくなり、結局、コストがかかってしまうということにもなりかねません。また、現在は一部分だけの委託ですが、利益を追求する企業としてはさらに業務を拡大しようとするはずで、委託業務を拡大すれば、海外の事例のように、利益

優先のために料金の高騰や水質の悪化などの懸念が考えられます。これらの問題もあり、世界では逆に公共サービスの民営化から再公営化へと切り替わってきています。

また、市民の利用料金や税金が、内部留保や資産を増やし続けている大企業や超大金持ちに、株主への多額の配当や高額役員報酬などの形で東京のほうや海外などに流れることになり、地方経済にとってプラスになるとも思えません。行政で行っている業務は、公共性が高く、全ての住民に行き渡るために利益優先になってはならないため、公営で行っているわけです。市民に寄り添った市政を行うためには、市民の声を直接聞くことのできる業務を公営で続けることが大事であると考えます。

次に、陳情第49号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情についてです。

食料を輸入に頼っている状態は様々なリスクがあります。輸出国の収穫不振や政治的理由での輸出制限などで国際価格が高騰したりすると、日本は食料の確保に困難を来すこともありますし、輸入された食料の安全性や品質に問題が発生することもあります。そのため、国民の食料を国内で賄うということは国の基本であり、諸外国は農業にしっかりとお金をかけて食料自給率を上げようとしています。しかし、日本は、食料自給率の目標を掲げても、諸外国のように農業の所得保障や価格保障にお金をかけようとしなないため、実際には農業離れを促進させ、輸入に頼る政策を進めるような状況です。このままでは食料を自国で確保して、国民の命、健康を守るという国の責任を果たせなくなるのではないのでしょうか。そして、日本の食文化も衰退させてしまいかねません。

反対の意見として、輸出入のバランスを考えないといけないとか国の計画を見極めたいというような意見がありましたが、その輸出入のバランスが悪いから、国も自給率を上げる計画を立てざるを得なくなっているのであり、またこれまでのように計画だけでは実際に目標に達することなく過ぎていくだけです。したがって、食料自給率を上げることを政府の責任として明確化させる必要があると考えます。

次に、陳情第50号、能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策指針」及び「地域防災計画・広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情、陳情第51号、令和6年能登半島地震を受けて島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情及び陳情第52号、複合災害時に対応した原子力災害対策指針の見直しを国に求める陳情についてです。

能登半島地震を受けて考えますと、改めて原発事故が発生した場合の避難計画の実効性が問題になったと考えます。原子力災害時は屋内退避が原則となっていますが、家屋の多くが倒壊してしまえば、それができなくなります。コンクリート屋内退避施設に避難といっても、多くの家屋が倒壊した場合、全ての人がそのコンクリート屋内退避施設に入れるとは思えませんし、液状化によって道路が交通困難となれば、コンクリート屋内退避施設にたどり着くことも困難になります。また、その後の避難も困難なものとなります。自然災害と原子力災害が重なった場合、とても今の避難計画では実効性があるとは思えませんので、原子力災害対策指針及び地域防災計画・広域住民避難計画の見直しは必要であると考えます。また、原発の

稼働については、我々日本共産党米子市議団としてはもともと反対の立場ではありますが、住民の皆さんが納得できるような避難計画ができるまでは、原発の稼働容認もしてはならないと考えます。

そして、能登半島地震によって、志賀原発では2系統の外部電源の喪失、非常用発電機の故障、電源変圧器の油漏れ、使用済核燃料プールの水の飛散、モニタリングポストが使用不可能になるなど、様々な問題が起きたということです。さらに活断層の連動や海岸線の隆起など、新たな知見も発見されたという話もあります。これまでも多くの米子市民は島根原発について心配していますが、今回の地震でさらに不安が増しています。米子市民に対して中国電力では問題ないのか説明することが大事であると考えます。

反対の意見では、今の段階ではまだ早いですとか福島原発事故以降、厳しい基準に基づいて安全対策が整っているという意見がありました。現段階でもできるところから改善したり、市民の不安に答えることは当然必要なことであり、福島原発事故の被災者の思いや子どもたちの、そして将来の人々の命、健康を考えれば、原発の新たな安全神話の復活により今後、対策を怠るようなことは絶対にあってはならないと考えます。よって、これらの陳情については採択を求めます。

私の討論は以上です。よろしく願いいたします。

○稲田議長 次に、錦織議員。

○錦織議員（登壇） 日本共産党米子市議団の錦織陽子です。議案第13号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する



条例の制定について及び議案第36号、令和6年度米子市一般会計予算、議案第37号、令和6年度米子市国民健康保険事業特別会計予算、議案第42号、令和6年度米子市後期高齢者医療特別会計予算には否決を求め、陳情第46号、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」への米子市の参加については、不採択でなく採択を求める討論をいたします。

まず、議案第13号です。改正のうち、国民健康保険料を構成する後期高齢者医療支援金等の賦課限度額の引上げについては、改正は負担増になるので、反対です。

次に、議案第16号は、介護報酬改定で指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正がされることから、関係基準を定める米子市条例の整備を行おうとするものですが、これまで同一敷地内に限り異なる施設の管理者の兼務が認められていたものを、敷地外の施設でも管理者の兼務を認める、またこれまで限定していた管理者の兼務可能なサービス類型を外す、ケアマネジャーの1人当たりの取扱件数を増やすなど、こうした規制緩和は職員の労働条件を悪化させ、介護の質の低下を招きかねません。陳情第16号については反対です。

次に、議案第36号、令和6年度の一般会計予算は813億2,000万円で、前年度比7.6%、57億6,500万円増と過去最高の予算規模となりました。コロナが落ち着きを見せているものの、コロナ禍の影響と物価高騰を受け、市中を回っても景気回復とは言えない状況が続いており、物価高騰から市民や暮らしの応援が必要です。令和6年度の個人市民税収入は定額減税があるため減収で、これは交付税措置されます。今回9割以上の市民が減税等の対象には

なるということであり、この減税や給付金に反対するものではありませんが、複雑な制度設計でこうした一過性の政策ではなく、市民や事業者を苦しめている消費税の減税こそ、国に求めるべきであります。

そして市長は、当初予算編成に当たり、地域経済が力強く成長する新たなステージへの移行に向けて、迅速かつきめ細やかに対応していく、そして米子市まちづくりビジョンに掲げる7つの柱に沿った事業を重点的に取り組んだと述べられました。そうした中で予算を見ていきますと、弓浜地区における循環バスの実証実験、子どもの医療費窓口負担完全ゼロは、長年要望されてきたものです。図書館へのWi-Fi導入、小中学校の洋式トイレ、防災関連事業、また不登校児童生徒の教育支援センターの改修、ぷらっとホームの支援員やスクールソーシャルワーカーの増員も、学校現場だけではカバーできない課題を改善するために評価できます。また、総合相談支援センターえしこにの相談体制の充実は、さらなる連携と人材の充実が求められますが、相談された方からも好評であり、評価できるものです。

しかし、新体育館整備、どらドラパークの改修、米子駅周辺、城関係、まちづくり関連など、普通建設事業費が前年度比12.4%増となっています。新体育館整備をPFI事業で行うことに反対です。昨年続くウォークアブル事業でにぎわいがつくれるのか、まちはきれいになったが、人が集うのかが疑問です。中心部に多額の予算がつぎ込まれ、高齢化社会が進む中、市郊外の住民からは不満の声が聞こえています。もっと市民の声を聞く姿勢が求められます。

また、公民館施設等整備事業7,900万円のうち2,550万円は、

国の原子力施設等地域基盤整備支援事業交付金です。公民館の施設整備は必要ですが、この交付金は島根原発2号機の再稼働を進めるための誘導策、あめであり、自治体に交付金で国策を押しつけるやり方は原発マネーに依存する状況をつくるものです。必要な事業は、一般財源や他の補助金、交付金を財源に充てるべきです。

マイナンバーカード取得促進事業、差別を固定化する同和対策関連予算に反対です。

フレイル健康ポイント事業、5歳児健診のポイント付与、出産・子育て応援交付金のポイントは、それぞれJ-Coin Payを使った事業ですが、5歳児アンケートの回答者に500円のポイント付与などは効果が疑問です。出産・子育て応援するなら、J-Coin Payを利用しなくも全ての妊産婦に上乘せすべきで、認められません。

また、地域活動支援センター運営事業は、近年、利用者が固定しているということや他の自治体では一つしかないなどの理由で、3事業所を選定する公募型プロポーザルとなりました。その結果、現5事業所から1事業所はプロポーザルを辞退し、新旧6事業所で選定した結果、現在ある5事業所のうち3事業所は閉鎖を余儀なくされています。閉鎖となる事業所の利用者さんの行き場をつくるための障がい者居場所づくり事業は、年間上限60万円の家賃分程度の予算しかなく、これではいつまで続けられるのか不安です。もっと障がいの特性に寄り添う支援が必要です。

以上の理由から、議案第36号に反対です。

次に、議案第37号、令和6年度米子市国民健康保険事業特別会計予算は、後期高齢者医療支援金等の賦課限度額の引上げを含んで

いること、また保険協会や医療関係者からも反対の声が上がっている、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費が計上されており、反対です。1年間は紙の保険証の利用ができるとしてありますが、混乱は必至です。任意であるマイナンバーカード取得の強制をやめ、紙の保険証は廃止すべきではありません。

議案第42号、令和6年度米子市後期高齢者医療特別会計予算は、令和6年度、7年度で保険料を引き上げるもので認められません。

最後に、陳情第46号、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」への米子市の参加についてです。子どもの権利条約を国は1994年に批准し、昨年、こども基本法を施行しましたが、特に子どもの意見表明権が軽視されていると思います。CFCIを実践した自治体では、まちづくりに子どもの意見を聞く、子どもの力を借りるなどして自治体での取組が始まっています。民生教育委員会での審議では、米子市はこども総本部を設置して既に取り組んでいるものもあり、ユニセフが必要なのかという懐疑的な声や情報量が少ないなどで不採択となりましたが、子どもの参加の組織化などはされているとは言えません。CFCIに参加することにより、米子市の施策をより客観的に検証し、前進させることができると考えます。

陳情の採択を求め、以上で私の討論を終わります。

○稲田議長 次に、土光議員。

○土光議員（登壇） 私は、陳情第50号、能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策指針」及び「地域防災計画・広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情並びに陳情第51号、令和6年能

登半島地震を受けて島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情、そして陳情第52号、複合災害時に対応した原子力災害対策指針の見直しを国に求める陳情、いずれも採択を求めている賛成討論をします。

まず、先ほどの委員長報告の中で採択をしない理由、様々上げられました。例えばこうありました。志賀原発においては、福島原発事故を教訓に二重三重の安全対策が取られており、このたびの地震による原発の被害はなかった。実際2011年、福島原発以前でも原発の安全対策に関して多重防護という考えは存在していました。例えば放射性物質は5つの壁で閉じ込められています。したがって、放射性物質が外部に出ることは絶対ありませんというように喧伝されていました。能登半島地震で志賀原発による被害がなかった。つまり、外部に放射性物質が拡散するような事態にならなかったのは、二重三重の安全対策が施されていたからではありません。この原発は、13年間ずっと停止をしていたからです。そもそも原子炉内に核燃料棒は存在していませんでした。

しかし、志賀原発の施設は地震により様々な事態が発生しました。例えば外部電源5系統のうち、2系統は使えなくなりました。変圧器の配管の損傷により2万リットル、つまり、20トンの油が漏れました。使用済燃料プールの水が揺れにより飛散をしました。また、地震の揺れによる原因かどうか不明ですが、非常用発電機が正常に起動しませんでした。構内の敷地にひび割れ、隆起などが発生しました。なぜ二重三重の安全対策が取られており、このたびの地震による原発の被害はなかったと言えるのでしょうか。

また、今回、油漏れを起こした志賀原発2号機の変圧器、この変

圧器は国会でも取り上げられましたが、これは三菱製のもので、過去40年間にわたり耐震に関わるものではありませんでしたが、検査の不正が行われてきたものです。そして今回、耐震性に関してこの変圧器、揺れに際しては加速度500ガルには耐えるという仕様のものでした。今回の地震で、原子炉直下で観測した値は399ガルでした。なぜこの揺れで変圧器の配管が損傷したのか、その原因はまだ解明されていません。さらに言えば島根2号機においても、使用されている変圧器は三菱製のものです。ただ、これが不正検査が行われたものかどうかは不明です。なぜなら中国電力に問い合わせても回答がないからです。

委員長報告で採択しない理由、こうも言われました。高い独立性を有する原子力規制委員会における、世界で最も厳しい基準に基づいて安全対策が整っている。この世界で最も厳しい基準、こういった文言、今になって聞くと私は驚きでした。今では電力会社関係者、原発を進めたいと思っている政府関係者、経済界を含め、こういう言い方をする人はもういなくなったと思っていたのですが、まだいるんだという思いでした。かつて世界で最も厳しい基準、このように言う人たちがいて、そのとき、では、欧米の基準では何々があるが、なぜ日本の基準ではそれがいないのかという様々な疑問、そういった疑問に答え切れなくて、最も厳しい基準ではなく、これを言い繕うために世界で最も厳しい水準の基準というふうになった、そういった経緯があります。

そして、この言い方に関しても、当時の原子力規制委員会の委員長であった更田氏は、朝日新聞のインタビューで次のように述べています。政府が新規制基準を世界で最も厳しい水準などと説明する

ことについては、違和感がある。あの厳しい基準に合格しているのだから、この炉は安全ですという脈絡で語り出すと、それはある種の新安全神話になってしまうというふうに述べています。

委員長報告で採択しない理由、こうも言われました。原子力防災と一般防災を連携する必要があることは、既に現在の指針に記載がある。実際どのような記載か見てみると、こうあります。まず、指針の中で原子力災害の特殊性を列挙して、その後こういった記述が続きます。原子力災害対策は前記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した災害対策を講ずるのではなく、一般的な災害対策と連携して対応していく必要がある、こう書いてあります。でも、これだけです。どのように連携して対応するのか、具体的には何も書いていません。今回の能登半島地震では、家屋の損傷倒壊で屋内退避もできない、道路の寸断で避難することもできない、そういった事態が生じました。複合災害において一般的な災害対策と連携して対応していくには、どのようにすればいいのかが問われています。指針には何も書いていません。

これに関して、山中原子力規制委員長は、指針の見直しはしないというふうに2月14日の記者会見で述べています。その理由は、自然災害に対する防災というのは我々の考えるべき範疇に入っていないというふうに述べました。そして、さらに続けて、一般災害に対する防災との連携というのは当然取らないといけませんし、独立した災害対策では複合災害のときにはあり得ないと思うので、そこは連携を取る必要があるかと思いますが、ただ、我々が考える部分ではない。だから、指針にどう連携すればいいのか、そういった記載は必要ない。つまり、見直しは必要ないというのが今の規制

委員長の見解です。もうただただあきれるばかりです。

能登半島地震は、我々に様々な教訓、新たな課題を示しました。例えば活断層の長さの評価の問題、北陸電力は地震を起こす断層の長さを96キロメートルと想定していました。実際動いたのは150キロメートルです。島根原発に合わせてみれば、原発のごく近傍に走っている、成長する活断層とやゆされ、最初はゼロキロ、8キロ、10キロ、22キロ、25キロ、そして今は39キロメートルの長さまで成長している宍道断層、本当にこれ以上は成長しないと言えるのでしょうか。断層の連動の問題もあります。地震を起こした150キロメートルの断層と20キロメートル離れた富来川南岸断層がその影響を受けて動きました。島根原発に照らし合わせてみると、宍道断層の揺れの影響を受け、宍道断層から6キロメートル離れていると評価されている鳥取沖に連なる断層は、本当に動く可能性はないのでしょうか。このようなことがもし動いたとしたら、県中部、東部の地域は既に地震、津波の被災地になります。米子市民の30キロ圏の住民が避難することになってる施設には、既に避難をしている地元住民でいっぱいになっているというような光景が浮かんできてしまいます。

そして液状化の問題です。能登半島地震では、液状化により道路の地盤が褶曲し、道路が寸断されました。その写真、映像等は皆さんもテレビ等で記憶に新しいことと思います。米子市広域住民避難計画は、前提として地震による道路等のインフラ被害の影響は検討しないということになっています。それが前提で今の避難計画はつくられています。避難道路として使われる県道米子境港線、内浜産業道路と呼ばれている部分、これが液状化で寸断する可能性は本当



にないのでしょうか。これに関して、鳥取県地域防災調査研究報告書の液状化危険度分布には、39キロメートルの宍道断層を想定した場合、液状化が極めて高い地域にこの部分は含まれています。

以上のような新しい知見、課題と私たちは向き合う必要があります。1月1日の能登半島地震は、福島原発がまるでなかったかのように、原発回帰に向かおうとしている我々への自然界からの最後の警告ではないのでしょうか。このような状況にありながら、市は、市民の命、生活を守る対策に関して、市執行部は対策に関して国の指示待ち、市民の意見を聞くための安全対策協議会は開かない、中国電力に対して説明さえ求めようとしない、こういった状況です。だからこそ、二元代表制の一方である議会がそれをやらなければならないと思います。この3件の陳情を採択することにより、2年前の島根原発2号機の再稼働の容認の判断の妥当性の検証、この8月には再稼働させようとしている中国電力に対して、能登半島地震に関しての疑問、新しい知見について説明を求め、国に対しては、複合災害に対応できるように、原子力災害対策指針の見直しのために、国に現場からの具体的課題を示し、指針の見直しを求める意見書を提出すべきであると考えます。以上です。

○稲田議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

これより46件の議案並びに陳情を順次採決いたします。

初めに、議案第6号から第9号まで、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第17号から第24号まで、

議案第 26 号から第 35 号まで、議案第 38 号から第 41 号まで、議案第 43 号及び議案第 44 号、以上 32 件を一括して採決いたします。

32 件の議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

32 件の議案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、32 件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**稲田議長** 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○稲田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、事業契約の締結についての議決の一部変更についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○稲田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、令和6年度米子市一般会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○稲田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和6年度米子市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○稲田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和6年度米子市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○稲田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和6年度米子市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○稲田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり

可決されました。

次に、議案第46号、令和6年度米子市下水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**稲田議長** 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第46号、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」への米子市の参加について(陳情)を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**稲田議長** 起立少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、陳情第49号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**稲田議長** 起立少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、陳情第50号、能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策

指針」及び「地域防災計画・広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**稲田議長** 起立少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、陳情第51号、令和6年能登半島地震を受けて島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**稲田議長** 起立少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、陳情第52号、複合災害時に対応した原子力災害対策指針の見直しを国に求める陳情を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**稲田議長** 起立少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

~~~~~

### 第3 議案第47号～議案第54号

○**稲田議長** 次に、日程第3、議案第47号から第54号までの8

件の議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊木市長。

○伊木市長（登壇）　ただいま御上程をいただきました議案第47号から議案第54号までの8議案につきまして御説明をいたします。

初めに、議案第47号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正を受けて、能登半島地震の被災者の負担軽減を図るため、令和6年度分の個人市民税における特例を設けるものでございます。

次に、議案第48号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更については、米子インター西産業用地整備事業に係る洪水調節池新設工事について、契約金額を変更するものでございます。

次に、議案第49号、和解については、交通事故による損害賠償について和解するものでございます。

次に、議案第50号、事業契約の締結については、米子新体育館整備等事業について、議案書の相手方、契約金額等により契約するものでございます。

次に、議案第51号、市道の路線の廃止については、市道米原2丁目5号線を廃止するものでございます。

次に、議案第52号、令和5年度米子市一般会計の第11回の補正予算は、米子駅南北自由通路等整備事業について、事業の完了に伴い、実績を踏まえた減額補正を行うほか、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費について、新たに繰越明許費を設定し、また義務教育学校整備事業費について、繰越明許費を補正する

ものでございます。

次に、議案第53号及び議案第54号は、令和6年度米子市一般会計及び介護保険事業特別会計の第1回の補正予算でございます。現在、国に対してデジタル田園都市国家構想交付金を申請中の事業について、国の事業採択後に速やかに着手する必要があることから、所要の経費を計上しております。なお、補正予算の詳細につきましては、予算説明書を御参照いただきたいと存じます。

以上、各議案について御説明をいたしました。御審議をよろしくお願いいたします。

○稲田議長 これより8件の議案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8件の議案については、お手元に配付しております付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前 11時17分 休憩

午後 1時47分 再開

○稲田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第47号から第54号までの8件について、各委員会の審査報告を求めます。

初めに、今城民生教育委員長。

○今城議員（登壇） 民生教育委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案2件について、休憩中に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。



議案第47号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第49号、和解については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、民生教育委員会の審査報告を終わります。

○稲田議長 次に、田村都市経済委員長。

○田村議員（登壇） 都市経済委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案3件について、休憩中に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議案第48号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について及び議案第51号、市道の路線の廃止については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、事業契約の締結については、全国的にもモニタリングや指導しながらも、なかなか仕様書どおりの住民サービスが提供されなかった事例のあるPFI事業による事業には賛成できないとの討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で都市経済委員会の審査報告を終わります。

○稲田議長 次に、奥岩予算決算委員長。

○奥岩議員（登壇） 予算決算委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました予算関係の議案3件について、休憩中に全体会を開き、分科会での個別審査を経て再度、全体会を開き、採決した結果、議案第52号、令和5年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）、議案第53号、令和6年度米子市一般会計補正予算（補正第1回）及び議案第54号、令和6年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第1回）、以上の3件の議案につきま

しては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算決算委員会の審査報告を終わります。

○稲田議長 以上で委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

又野議員。

○又野議員（登壇） 日本共産党米子市議団の又野史朗です。私は、議案第50号、事業契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

それは、新体育館整備事業についての事業契約の締結ですけれども、PFI方式を採用しているからであります。PFI事業は、公共サービスの民営化を進めるものになると考えています。行政は効率が悪くコストが高い、民間は効率よく経費も安いという考えが広められ、民間でできる公共サービスは民間に任せよという国の方針により、様々な公共サービスがPFIや民間委託などの形で民営化されてきています。しかし、効率よく経費も安いという言葉の裏返しは、長時間過密労働と低賃金などの人件費削減、維持管理や設備の更新にお金をかけないなどがその主な中身となっています。そしてその一方で、民間企業は株主への多額の配当、高額役員報酬などのために多額の利益を確保しなければならず、利用料金の低下などにつながらないケースや、職員を契約社員やアルバイトなどの非

正規雇用置き換える事例が全国で見受けられます。

また、公共施設の維持管理について、仕様書どおりに人員が確保されていない事例が全国の自治体で多数見受けられ、2021年の会計検査院の報告によりますと、国が行った57のPFI事業のうち26の事業で契約どおり、仕様書どおりの市民サービスが提供されていなかったという報告があります。米子市では、しっかりチェックしていくとのことですが、全国の自治体でも、国の機関においても、モニタリングや指導をしていると言いつつ、これだけの問題が起きてきています。ただ、米子市は、PFI事業などの民営化は大企業、大手ゼネコンの参入がしやすく、地方経済や地域住民のためにならないことがあるため、国の民営化方針に従いつつ、地域経済、市民のために地元企業が参入できるよう努力、工夫をされていることは評価するところでございます。しかしながら、住民の生活はなかなかよくなる中、株主への多額の配当や高額な役員報酬などの形で、市民の利用料金や税金が流れていくことになったり、先ほど申し上げた事例のように、利用料金の値上げや市民サービスの低下などで市民の負担が増えることにもなりかねない公共サービスの民営化事業は進めるべきではないと考えます。

以上で私の討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○**稲田議長** 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

これより議案第47号から第54号までの8件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第47号から第49号及び議案第51号から第54号まで、以上7件を一括して採決いたします。

7件の議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

7件の議案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、7件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**稲田議長** 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 第4 議案第55号・議案第56号・諮問第1号

○**稲田議長** 次に、第4、議案第55号、議案第56号及び諮問第1号、以上3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊木市長。

○**伊木市長**（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第55号及び議案第56号の2議案並びに諮問1件につきまして御説明をいたします。

初めに、議案第55号は、教育委員会委員の任命について御同意をお願いするものでございまして、教育委員会委員のうち1名が本年5月19日をもって任期満了となりますので、新たに永井善郎氏を任命したいと存じます。

次に、議案第56号は、公平委員会委員の選任について御同意をお願いするものでございまして、公平委員会委員のうち、本年4月19日をもって任期満了となります亀井紀成氏を引き続き選任したいと存じます。

次に、諮問1件について御説明いたします。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について御意見を求めるものでございまして、本年6月30日をもって任期満了となります人権擁護委員について、新たに矢末誠氏を人権擁護委員候補者に推薦したいと存じます。

以上、各議案について御説明をいたしました。御審議をよろしくお願いいたします。

○稲田議長 これより2件の議案及び諮問に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております2件の議案及び諮問については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 別にないものと認め、討論を終結いたします。

これより2件の議案及び諮問について、順次採決いたします。

初めに、議案第55号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第56号、公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

## 第5 議案第57号

○**稲田議長** 次に、日程第5、議案第57号、パーティー券購入を含めた企業・団体献金の全面的禁止を求める意見書の提出について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

又野議員。

○又野議員（登壇） 日本共産党米子市議団の又野史朗です。議案第57号、パーティー券購入を含めた企業・団体献金の全面的禁止を求める意見書の提出について、提案理由を述べます。

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金問題が大問題となっています。この問題をめぐり、国会や政治倫理審査会などにおいて、派閥を代表する国会議員などは知らぬ存ぜぬで、なぜこのような裏金づくりが始まったのか、誰が始めたのか、裏金は何に使われたのか、明らかにしようとしていません。国民は全く納得しておらず、徹底的な真相究明が必要であります。さらに国民は確定申告などで収入や支出の内容を厳しく求められるのに対し、自民党は収入や支出を明らかにしようとしないうちに国民の怒りと政治への不信が高まっています。これまでも汚職事件などが起きるたびに、企業・団体献金について廃止の要求が高まってきたにもかかわらず、政治資金パーティー券の購入は可能にすることなどによって、事実上、企業・団体献金の抜け道をつくってきたことに根本的な問題があると考えています。よって、金権腐敗政治の根を断つためには、企業・団体による政治資金パーティー券購入を含め、企業・団体献金を全面禁止することが必要であると考えます。

提案理由は以上です。よろしくお願いたします。

○稲田議長 これより本件に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

塚田議員。

○**塚田議員**（登壇） 会派自由創政、塚田佳充です。私は、議案第57号、パーティー券購入を含めた企業・団体献金の全面的禁止を求める意見書の提出について、反対の立場で討論いたします。

地方議会からの意見書については、地方自治法第99条に、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができる」と規定されており、本意見書は該当しないものと考えます。また、最高裁の判例等においても、法人の寄附というものは民主主義において重要な存在であり、また重要な役割を果たしているということから、政府において寄附を禁止するに至っておりません。そして企業・団体献金等について禁止する前に、透明化を図ることが最優先であり、本国会において法整備について議論されているところであります。よって、我々会派といたしましては、まずは国の動向を注視してまいりたいと考えますので、パーティー券購入を含めた企業・団体献金の全面禁止を求める意見書を提出することについて反対いたします。

議員の皆様方の御賛同をお願いいたしまして、本議案に対する反対討論を終わります。



○稲田議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲田議長 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

~~~~~

#### 第 6 議案第 5 8 号

○稲田議長 次に、第 6、議案第 5 8 号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

矢田貝議員。

○矢田貝議員（登壇） ただいま御上程いただきました議案第 5 8 号について、提案者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第 5 8 号は、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出についてであります。

近年、薬局やドラッグストアなどで処方箋がなくても購入できる市販薬の過剰摂取、オーバードーズによる救急搬送が増加し、重大な社会問題となりつつあります。国立精神・神経医療研究センターの 2020 年の調査では、全国の精神科、医療施設での薬物依存の

治療は若者に多い特徴があるということも明示されました。その背景には、社会的な孤立や生きづらさがあり、助けてが言えない若者が不安や葛藤、憂鬱や気分を和らげたいと現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、オーバードーズに陥ることがあります。このようなことを社会全体で防ぎ、若者をはじめ多くの人を、安易な薬物購入に走ることでの健康被害から守る必要があります。よって、政府におかれまして、市販薬は違法薬物とは違い、所持、濫用が発見されにくいという現実への対応としてオーバードーズ防止対策の強化と、若者の孤独、孤立の問題として捉えた施策の推進を求め、お手元の意見書を関係機関に提出しようとするものです。

何とぞ議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○**稲田議長** これより本件に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡議員。

○**吉岡議員**（登壇） 議案第58号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出に反対する意見

を述べます。

意見書にもあるように、若者のオーバードーズは社会問題化しており、早急な対策が求められることは言うまでもありません。この意見書案におきましても、3番と4番の項目については賛同をするところです。

1番については、「副作用などの説明を必須とすること」という文言がありますが、これには薬剤師として非常に違和感を持たざるを得ません。なぜならオーバードーズは副作用を期待して過剰服用することであり、この場合、「不適切使用による体への害」というような文言のほうが適当ではないかと思われれます。議会運営委員会では、その辺りの議論はされなかったため、「副作用など」にどのような意味を含むのかは文章からは分かりません。

次に、2番冒頭の若者への薬剤の販売についてですが、国における医薬品の販売制度に関する検討会では、濫用のおそれのある成分を含む市販薬の販売方法については、二十歳未満は少量、小容量包装のみの販売で、対面かオンラインに限るという改正案が取りまとめられています。ただ、二十歳で線を引くのか、二十歳以上も含めるのかということは委員の間で意見が分かれました。経済界からインターネット販売規制に対する反対の声もあることなどから、最終的な取りまとめでは、二十歳以上の大人については、少量、小容量包装については、対面やオンラインによる本人確認をしない、通常のインターネット販売を認める方向性で改正案が取りまとめられています。しかし、オーバードーズによる救急搬送事例は20代が最も多く、次いで30代という調査結果になっています。現状では薬の入手経路は実店舗の割合が高くなっていますが、相対的に買

いやすい方法があればそこに向けて需要が集中することは容易に予想され、インターネット販売で大人が買って子どもに渡すというような懸念もあります。米子市でも、営業時間の長いドラッグストアが増えたり、調剤薬局についても市販薬の販売に役割を果たすよう求められる傾向にあることなどから、通常のインターネット販売が規制されても、濫用のおそれのある成分を含む市販薬の入手の利便性が大きく損なわれることは限定的と考えます。

この意見書では、若者への販売の言及にとどまっており、むしろ国の限定的な規制を後押しすることになりかねませんので、真に若者のオーバードーズを防止するために、この意見書提出への反対を求めて、私の討論を終わります。

○**稲田議長** 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

西野議員。

○**西野議員**（登壇） 会派自由創政、西野太一です。議案第58号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論いたします。

皆様の中にはオーバードーズが都会の問題だと思われる方がおられるかもしれませんが、鳥取県内においても、令和4年、医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送件数が71件確認されており、そのうち35件の半数が20代以下の若者とのことであります。そこで鳥取県は、令和6年度に向けた取組として鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例を改正し、濫用などのおそれのある医薬品について、県の責務、県民の責務、販売業者の責務を規定しました。さらに令和6年度当初予算で市販薬過剰摂取調査検討委員会の設置、

相談窓口の設置と周知の普及に116万円を計上しております。しかしながら、国が令和6年2月に設置した医薬品の販売制度に関する検討会では、現状の規制では不十分とされており、販売制度の見直しが検討されている段階です。

我々会派といたしましても、国に対し、オーバードーズは都会だけの問題ではない、人口最少の鳥取県の各自治体でも問題となっているという現状を伝え、濫用性のある医薬品に係る販売制度の早期見直し、若者が孤独、孤立しないような居場所づくりを推進することを求め、今回の意見書を提出することに賛成いたします。議員の皆様のお賛同をお願いいたしまして、本議案に対する賛成討論を終わります。

○稲田議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第7 議案第59号・議案第60号

○稲田議長 次に、日程第7、議案第59号及び議案第60号の2件の議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡田議会運営委員長。

○岡田議員（登壇） ただいま御上程いただきました議案第59号、米子市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第60号、米子市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、委員会を代表いたしまして提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第59号、米子市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本議案は、本市における令和6年4月1日付行政組織機構改正に伴う改正を行うとともに、令和5年4月に地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が一部可能となったことにより所要の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次に、議案第60号、米子市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、本議案は、令和5年4月に地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が一部可能となったことにより所要の整備を行うため、改正しようとするものであります。

何とぞ全議員の皆様方の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○稲田議長 これより2件の議案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより 2 件の議案を一括して採決いたします。

2 件の議案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、2 件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和 6 年米子市議会 3 月定例会を閉会いたします。

午後 2 時 2 1 分 閉会